

議案第13号

沼田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例について

沼田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月27日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する等の条例

(沼田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例(令和3年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「沼田市白沢町高平1番地」を「沼田市白沢町平出135番地1」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(別館)

第3条の2 沼田市白沢地区コミュニティセンターに別館を置く。

2 別館の位置は、沼田市白沢町高平1番地とする。

別表中「白沢地区コミュニティセンター」を「白沢地区コミュニティセンター別館」に改める。

(沼田市支所設置条例の廃止)

第2条 沼田市支所設置条例(平成26年条例第28号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(沼田市公告式条例の一部改正)

2 沼田市公告式条例(昭和29年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 条例の公布は、沼田市役所前掲示場に掲示してこれを行う。